



第 2 9 回

国有林野管理審議会議案書

令和 3 年 3 月

関 東 森 林 管 理 局

目 次

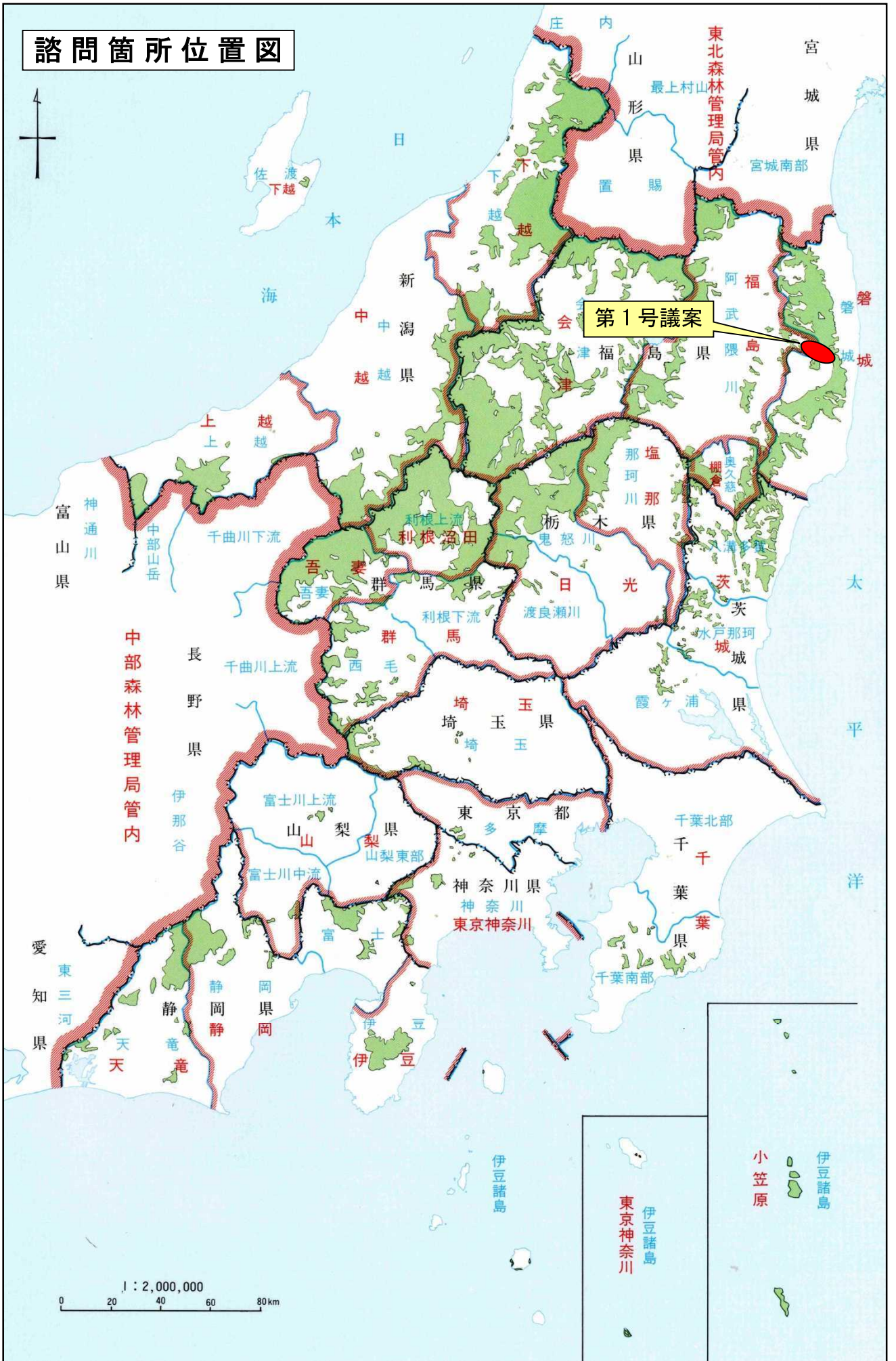
| 番号 | 項 目 | 頁 |
|----|---|----|
| 1 | 諮問議案一覧表 | 3 |
| 2 | 諮問箇所位置図 | 4 |
| 3 | 第 1 号 「相馬双葉幹線接続変更工事」に係る国有林野の貸付けについて 議案 (福島県田村市・双葉郡大熊町ほか) | 5 |
| 4 | 事業計画位置図 | 7 |
| 5 | 施業実施計画図 | 9 |
| 6 | 基本図 (事業計画平面図 : 福島森林管理署) | 13 |
| 7 | 基本図 (事業計画平面図 : 磐城森林管理署) | 19 |
| 8 | 鉄塔用地平面図 | 25 |
| 9 | 鉄塔標準図 | 26 |
| 10 | 工事用道路土工標準図 | 27 |
| 11 | 現地写真 (福島森林管理署) | 28 |
| 12 | 現地写真 (磐城森林管理署) | 29 |

第29回関東森林管理局国有林野管理審議会

諮問議案一覧表

| 議案 番号 | 所在地 | 種目 | 面積 (㎡) | 貸付 方法 | 相手方 | 用途 | 備考 |
|-----------|--|----|-----------|----------|--------------------|------------------------------|--------------|
| 第1号 議案 | 福島県田村市都路 町古道字東古道乙 14 国有林 279 林 班い1 小班ほか | 森林 | 546,533 ㎡ | 貸付契約 | 東北電力ネット ワーク株式会社 | 特別高圧 電線路敷 (相馬双 葉幹線) | 東北東京 間連系線 |

諮問箇所位置図



第1号議案

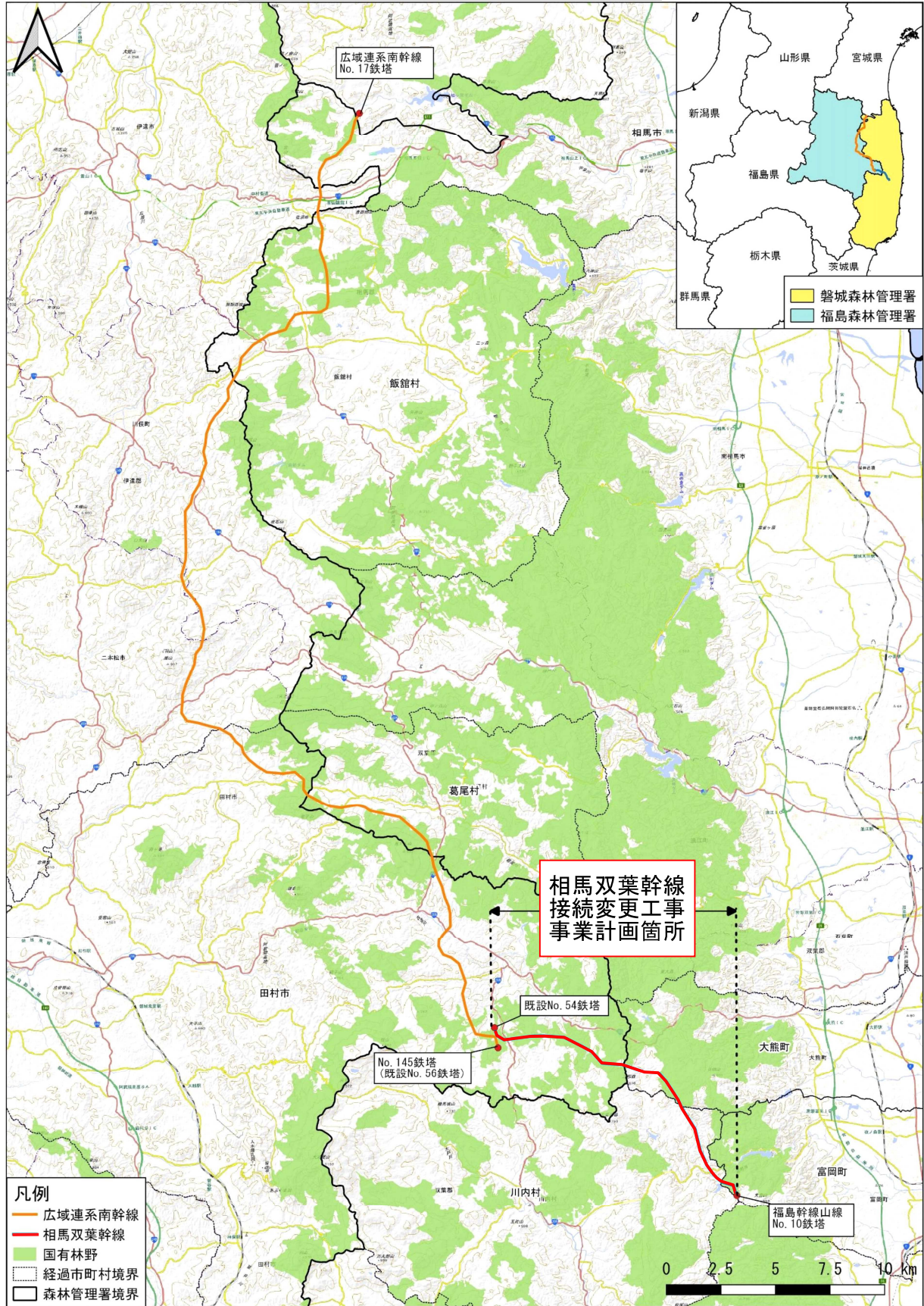
「相馬双葉幹線接続変更工事」に係る国有林野の貸付けについて

(福島県田村市・双葉郡大熊町ほか)

(福島森林管理署、磐城森林管理署)

| | | |
|--------------|----------|--|
| 貸付対象地 | 所在地 | 福島県田村市都路町古道字東古道乙14の1国有林279林班い1小班ほか (福島森林管理署) 福島県双葉郡大熊町大字野上字野上国有林519林班る小班ほか (磐城森林管理署) |
| | 区分・種目・数量 | 土地・森林・546,533㎡(福島署373,952㎡、磐城署172,581㎡) |
| | 位置及び現況 | 当該地は、福島県中通り中部の田村市から浜通りの大熊町・川内村・富岡町の稜線沿いに位置している。現況は、スギ・アカマツ等の人工林及び天然広葉樹林の広がる箇所となっている。 |
| | 法的制限 | 森林法 |
| 貸付けの相手方 | | 東北電力ネットワーク株式会社 広域連系線福島立地事務所 所長 佐藤 博之 |
| 用途 | | 特別高圧電線路敷(相馬双葉幹線) (鉄塔、架空電線路、工事用地、工事用道路外) |
| 貸付けしようとする理由 | | 本事業は、大規模災害時における電力の安定供給や電力取引の活性化、再生可能エネルギーの導入拡大を目的として、電力広域的運営推進機関(以下:広域機関という)が東北東京間連系線に係る広域系統整備計画として計画したものであり、社会環境面、自然環境面、技術面及び法規制等の制限など多方面から検討したところ、やむを得ず国有林野を使用せざるを得ないことから、国有林野の利活用の要望があったものである。審査の結果、国有林野の管理経営上支障はなく、電力の安定供給等を目的とした公益事業であることから、貸付けしようとするものである。 |
| 貸付けの方法(契約方法) | | 貸付契約 |
| 根拠法令 | | 貸付根拠 国有林野の管理経営に関する法律第7条第1項第1号 随意契約根拠 会計法第29条の3第5項(随意契約) 予算決算及び会計令第99条第1項第21号(公益事業の用) |
| その他参考事項 | | 鉄塔が設置される関係4市町村(田村市・大熊町・富岡町・川内村)は、本事業の実施に同意している。 |

第1号議案 相馬双葉幹線接続変更工事
事業計画位置図



※1: 国有林野は「国土数値情報 森林地域データ(平成27(2015)年度)」を使用